

2 教総総第 3 4 5 号  
令和 2 年 5 月 5 日

区市町村教育委員会教育長 殿

東京都教育委員会 教育長  
(東京都教育庁新型コロナウイルス感染症対策本部長)  
藤 田 裕 司  
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症対策における「緊急事態宣言」の延長に  
伴う対応について (依頼)

先般、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第 3 2 条に基づき緊急事態宣言が延長されたことを受け、特措法第 2 4 条第 7 項に基づき、東京都知事から東京都教育委員会に対し、必要な措置を講じるよう要請がありました。

このため、東京都教育委員会は、別添のとおり都立学校長宛てに通知しました。

貴教育委員会におかれましては、こうした状況を十分に踏まえ、小・中学校等の臨時休業等の取扱いについて、御対応いただきますよう、よろしく申し上げます。

また、児童・生徒等の心身の状況や学習状況等から、学校において個別の指導等を行う必要がある場合には、地域の感染状況を踏まえ、国のガイドライン等も参考にして、感染症対策に十分配慮した上で実施してください。

なお、休業の措置に当たっては、引き続き、学校施設を活用した子供の居場所の確保や昼食の提供、ICTの活用も含めた学習支援等の取組への対応について、特段の御配慮をお願いいたします。詳細については、別途通知いたします。

今後とも、感染症防止に向けた万全な対策について、よろしくお願い申し上げます。

#### 【参 考】

- 1 「Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」  
の変更について (通知) 令和 2 年 4 月 1 7 日付け 2 文科初第 1 3 7 号
- 2 新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について (通知) 令和 2 年 5 月 1 日付け 2 文科初第 2 2 2 号

東京都教育庁新型コロナウイルス感染症対策本部事務局  
教育庁総務部総務課内  
電話 0 3 - 5 3 2 0 - 6 7 1 8